

# 次世代育成支援対策行動計画

(平成22年度から平成26年度)



2010年3月

(平成22年)

国 立 市

# 目 次

第一章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本理念及び基本方針	2
(1) 計画の基本理念	2
(2) 計画の基本方針	3
第二章 計画の推進に向けて	4
1. 市民、地域、事業者（NPO）等と行政との協働の推進	4
2. コスト意識を持った効果的な事業の実施	4
3. 社会資源の有効活用	4
4. 計画の推進体制	4
第三章 施策	5
1. 計画の体系	5
2. 子育て支援サービスの目標事業量	6
第四章 次世代育成支援対策行動計画（後期）策定の経過	8
第五章 参考資料	16
1. 国立市の子どもと子育てをめぐる環境の現状	17
2. 国立市次世代育成支援対策行動計画アンケート調査結果(抄)	23

# 第一章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の目的

子どもや家庭を取り巻く自然環境や社会環境が変化する中、次代を担う子どもの数の減少傾向は、子どもたちが友達と一緒に遊ぶ機会を減少させ、出産や子育てへの過重な負担感を増大させています。地域での子育ての孤立化が進む中、互いに支え合い、共に子育てをしていく近所の仲間を得ることが難しくなっており、子どもたちが社会の一員として健やかに成長することのできる包容力のある地域社会づくりが求められています。

こうした中、子どもたちの育ちを、親とともに地域のおとなたちや社会全体で支える仕組みを実現し、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、次世代育成支援対策行動計画を策定し、国立市の子どもや子育てに関わるすべての機関・人々が協力して推進することを目的とします。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、平成15年7月に施行された次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく行動計画であり、国立市としては先行して平成15年3月に策定した「国立市子ども総合計画」を基本として策定した実行計画です。
- (2) この計画は、国立市第四期基本構想及び第一次基本計画並びに今後策定される第二次基本計画との整合性を図り、社会情勢の変化などに応じ、基本計画と連動した見直しを行います。
- (3) 上記(1)のように、平成21年度まで「次世代育成支援対策行動計画」は「国立市子ども総合計画」と並行して実施してきました。このたび、次世代育成支援対策行動計画(後期)の策定と、(仮称)第二次子ども総合計画の策定の時期が近いと、次世代育成支援対策行動計画(後期)の内容は最小限のものとし、平成22年度に(仮称)第二次子ども総合計画を策定して、本市の子どもと子育て家庭に関する事業を推進していきます。

## 3. 計画の期間

次世代育成支援対策行動計画は、平成17年度から10年間の時限立法で、この後期計画は平成22年度から平成26年度までの5年を対象としています。

平成	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
西暦	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
第三期基本構想				第四期基本構想									
第二次基本計画				第一次基本計画					第二次基本計画				
子ども総合計画								(仮称)第二次子ども総合計画					
新エンゼルプラン 少子化対策プラスワン		次世代育成支援対策行動計画(前期)					次世代育成支援対策行動計画(後期)						

## 4. 計画の基本理念及び基本方針

### (1) 計画の基本理念

子どもたちのキラキラと輝く瞳と明るく元気な笑顔がいつも広がるまち、わたしの可能性を豊かに育てるまち、子どももおとなもわたしらしく伸び伸びと暮らせるまち、国立を創造します。すべての子どもが夢を育てながら成長し、おとなになって、さらに次の世代を担う子どもたちの夢を育ていけることを大切にします。

子どもの誕生が喜びをもって迎えられとともに、子どもたちが一人ひとりの市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが、成長していく充実感と幸福感をもって子育てができることも大切にします。そして、ゆったりと、安全で、安心して、わたしらしい子育てができる環境を市民参加型でつくります。

#### ① わたしらしい育ち

すべての子どもにとって、親や地域の人や行政に見守られながら、わたしらしい育ちができることが大切です。

子どもが自分らしく生きる権利をうたった「子どもの権利条約」を遵守し、一人ひとりが大切にされ、伸びやかに成長できることを目指します。

#### ② わたしらしい子育て

あふれる情報と多様な価値観の中での子育ては、迷ったり悩んだり不安を感じたり連続です。そうした中で、一人ひとりの親が自信を持ち、男女が協力し合って子育てができるように支援します。

#### ③ わたしとわたしとのつながり

一人ひとりの子どもがわたしらしく育ち、わたしらしく育てられるように願っています。こんな子どもとおとなのそれぞれが地域で互いにつながり、支え合い、ともに協力し合って豊かな人間関係が築けるよう支援します。

#### ④ 安全で安心できる暮らし

子どもにとってもおとなにとっても、日々安全に暮らせることが一番の願いです。市民と行政が協力して、安心できる暮らしづくりをめざします。

## (2) 計画の基本方針

### ① 子ども参加の推進

子どもたちの声や要望を地域づくりに生かせるように、子どもの地域づくり参加を進めます。子どもの要望を受けとめ、子どもの視点に立って、子どもが「行ってみたい」「利用したい」場を作るとともに、主体的に参加できるしくみを提案します。

### ② おとなになることを支える

家庭生活、社会生活の中でおとなとしての責任を果たしていくことが大変難しい時代です。そうした時代に、子どもからおとなになっていくための知恵や技術を学ぶ経験を積み重ねていく機会をつくります。

### ③ 子育てのネットワークをつくる

子どもたちの育ちや子育ては一人だけ、一家族だけではできません。国立市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるように、子育て家庭が互いに支えあう子育て支援のしくみ・ネットワークをつくります。

### ④ 子どもと子育て家庭を地域全体で支える

子育ては、わたしたちの社会や未来を引き継ぐ大切な営みです。国立の子どもたちが最善の環境で育ち、よりよい未来を受け継ぐことができるように、市民全体で地域環境づくりと子育て・子育て文化を創造します。

## **第二章 計画の推進に向けて**

### **1. 市民、地域、事業者（NPO）等と行政との協働の推進**

良好な子育て環境を作っていくためには、地域社会の多様な人々が関わり、地域全体で子育てを支援するという意識を持ち、行政の推進体制とともに、家庭、学校、地域、NPO、ボランティア団体等などが連携・協力して取り組むことが大切です。個々の施策はそれぞれの担当部局が責任をもって推進することはもとより、地域ぐるみで子育てを応援していけるよう子育てを取り巻く環境を整備し推進していきます。

### **2. コスト意識を持った効果的な事業の実施**

子育て支援事業の一層の充実や新規事業を効率的に実施するために、サービスの効果とコストの評価を行うとともに、効果的な事業の展開に努めます。

### **3. 社会資源の有効活用**

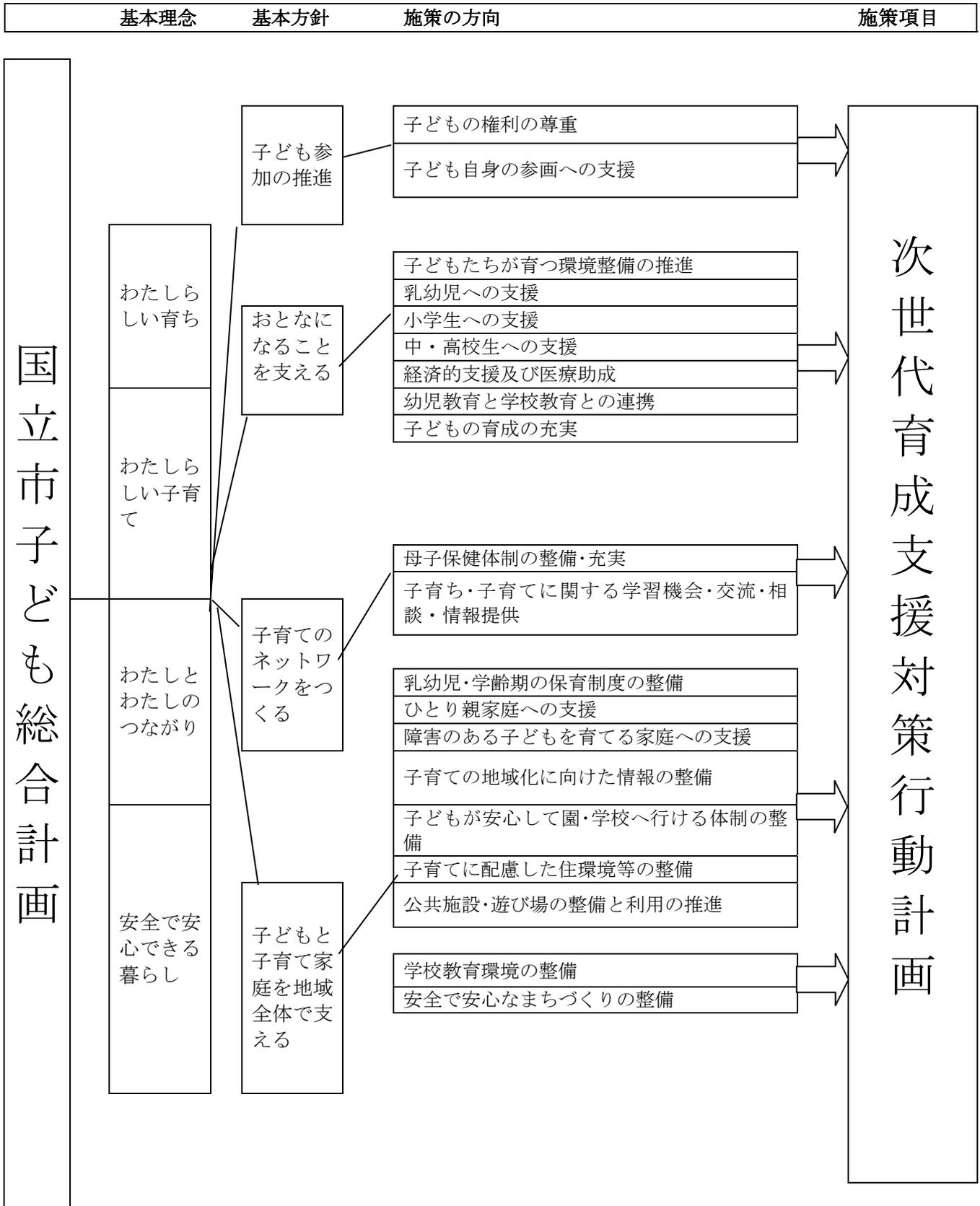
子育て支援事業の展開のために、限りある財源の中、地域施設や民間の施設など既存の施設の有効活用を図っていきます。また、市民や地域団体の保持している能力など、これまでに蓄積されてきた地域の社会資源を活用しながら、効果的な施策事業の展開を進めていきます。

### **4. 計画の推進体制**

計画推進のための進捗状況の評価は、子ども総合計画審議会及び推進会議において実施していきます。また、計画に基づく関係機関等との協議及び具体的措置は、既存の協議機関や各種団体等との協議を通じて行っていきます。

# 第三章 施策

## 1. 計画の体系



## 2. 子育て支援サービスの目標事業量

事業名	事業の内容	平成21年度実施事業量等(予定)	平成26年度目標事業量
通常保育事業	11時間の開所時間を基本時間とし、保育する事業。	認可保育園11園(1,095人) 認証保育所3園(84人) 家庭福祉員2名(5人) ( )は入所児童数	認可保育園11園(1,132人) 認証保育所3園(84人) 家庭福祉員3名(8人) ( )は入所児童数
延長保育事業	保護者の勤務地、勤務時間等により11時間の開所時間を超えての保育需要に対応するために実施する事業。国立市では開所時間後、1時間の延長保育を実施している。	11園 見込数 178名	11園 見込数 200名
休日保育事業	日曜・祝日に保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応するための事業。	未実施	1園 定員 20名
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)施設型	家庭において、看護を受けられない児童または保育に欠ける児童が病気の回復期にあつて、集団保育を受けることが困難な児童に対応するための事業。	1園 定員 4名	2園 定員 8名
ファミリーサポートセンター事業	仕事と子育ての両立支援事業。子育ての支援を受けたい人(利用会員)と、子育てを支援したい人(支援会員)とをつなげ、相互調整を行い、仕事と子育ての両立支援をめざす。	実施済	継続実施

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事その他の理由により帰宅が夜間にわたる場合等、子どもを夜10時まで預かる事業。	未実施	1か所 定員3名
子育て短期支援事業（ショートステイ）	疾病、けが等様々な事情で、家庭での子どもの養育が困難となったとき、7日間程度、児童擁護施設等に預かり、養育・保護する事業。	未実施	1か所 定員2名
放課後児童健全育成事業（学童保育）	学童保育事業のこと。	7か所 定員410名	13か所 定員495名
一時保育事業	急な用事や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなど、一時的に子どもを養育できないときに、昼間預かる制度。	2か所 定員14名	3か所 定員19名

※ 夜間保育事業

実施予定なし

※ 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)派遣型

実施予定なし

※ 特定保育事業

一時保育事業で対応

※ 地域子育て支援センター事業(子育て広場事業B型)

子育て広場事業A型で対応

※ つどいの広場事業(子育て広場事業C型)

子育て広場事業A型で対応

## 第四章 次世代育成支援対策行動計画(後期)策定の 経過

1. 国立市子ども総合計画審議会委員名簿
2. 国立市子ども総合計画審議会条例
3. 国立市子ども総合計画推進会議設置要綱
4. 国立市子ども総合計画審議会等開催経過

## 国立市子ども総合計画審議会委員名簿

分野	所属	氏名	備考
学識経験者	東洋大学	もりた あけみ ◎森田 明美	教授
	こども教育宝仙大学	はやし ゆきのり 林 幸範	教授
学校教育関係者	国立音楽大学付属高等学校	ひらさわ はるこ 平澤 晴子	教諭
保育関係者	国立あゆみ保育園	さえき もとゆき ○佐伯 元行	園長
幼稚園関係者	小百合幼稚園	かわかみ さえこ 川上 冴子	園長
地域教育関係者	青少年育成地区委員会	みかみ しげる 三上 滋	二小地区育成会委員長
	ボーイスカウト 国立第2団	いまい まさひこ 今井 正彦	ボーイ隊隊長
公募選出市民	市民	おはらざわ ゆみこ 小原沢 由美子	社会保険労務士
	市民	まつうら たかはる 松浦 孝治	会社役員
	市民	ふるはた ひろみ 古旗 裕美	主婦

◎：会長      ○：副会長

**改正**

平成20年 9月24日 条例第23号

平成21年 3月31日 条例第5号

国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

**第1条** 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 3人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会に関する庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

**付 則**

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

「 社会教育委員	” 9,100円」
----------	-----------

を

「 社会教育委員	” 9,100円
子ども総合計画推進委員会委員	” 9,100円」

に改める。

**付 則** (平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

**付 則** (平成21年3月31日条例第5号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2職名の欄中

「

子ども総合計画推進委員会委員
----------------

」

を

「

子ども総合計画審議会委員
--------------

」

に改める。

**改正**

平成18年5月8日訓令第18号

平成21年3月31日訓令第36号

国立市子ども総合計画推進会議設置要綱

(設置目的)

**第1条** 国立市子ども総合計画を推進するために、国立市子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 国立市子ども総合計画の推進のための評価に関する事項
- (2) 国立市子ども総合計画の推進に関する事項

(構成)

**第3条** 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、子育て支援課長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員等の出席を求めることができる。

(作業部会)

**第6条** 推進会議に必要な応じ作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

付 則 (平成18年5月8日訓令第18号)

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第36号)

- 1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。(後略)
- 2 (前略) 第62条の規定による改正後の国立市子ども総合計画推進会議設置要綱の規定(中略)は、平成20年11月1日から適用する。

別表

企画部特命担当課長
総務部職員課長
健康福祉部しょうがいしゃ支援課長
健康福祉部保健センター所長
子ども家庭部児童課長
生活環境部市民協働推進課長
生活環境部環境保全課長
都市振興部産業振興課長
教育委員会学校指導課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会くにたち中央図書館長

子ども総合計画審議会 開催経過

回	日時	会議の主な内容
1	21年5月15日	審議委員への委嘱状交付、委員長・副委員長選出、ニーズ調査について、今後のスケジュールについて
2	21年6月26日	ニーズ調査の進捗状況について、目標事業量の検討について
3	21年7月17日	目標事業量の検討について、ニーズ調査分析結果(第一次)について
4	21年9月2日	目標事業量の検討について、ニーズ調査分析結果(第一次)について
5	21年10月5日	事業進捗状況の検討
6	22年1月8日	庁内ヒアリングについて、パブリックコメントについて

子ども総合審議会・作業部会 開催経過

回	日時	会議の主な内容
1	21年10月14日	環境整備部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
2	21年10月22日	子育て支援部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
3	21年10月23日	成長発達支援部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
4	21年11月5日	成長発達支援部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
5	21年11月9日	環境整備部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
6	21年11月13日	作業部会全体会

庁内推進会議 開催経過

回	日時	会議の主な内容
1	21年2月13日	要綱改正、今後のスケジュールについて、ニーズ調査について
2	21年5月13日	子ども総合計画審議会について、ニーズ調査について
3	21年6月26日	ニーズ調査の回収状況について、目標事業量検討について
4	21年7月17日	目標事業量について
5	21年9月2日	ニーズ調査概要報告について
6	22年1月8日	パブリックコメントについて

関係課ヒアリング 開催経過

回	日時	ヒアリング対象事業
1	21年11月27日	[学校指導課] 教育相談、適応指導教室、特別支援教育 [生涯学習課] 放課後遊び場事業 [児童課] 園庭開放、病児・病後児保育、休日保育、ひとり親家庭支援 [保健センター] 乳幼児健診・訪問、母子保健 [しょうがいしゃ支援課] しょうがい児支援施策 [市民協働推進課] 子育て支援分野の市民協働、コミュニティ施設の利用状況
2	21年12月25日	[子育て支援課] 子育て支援施策全般

## 第五章 参考資料

1. 国立市の子どもと子育てをめぐる環境の現状
2. 国立市次世代育成支援対策行動計画に関するアンケート調査結果（抄）



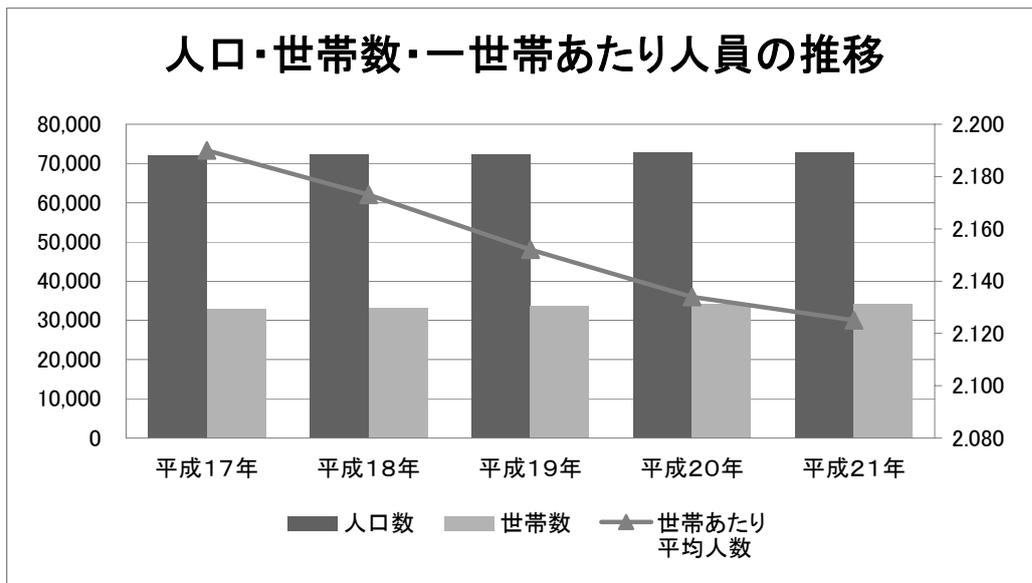
## 1、国立市の子どもと子育てをめぐる環境の現状

### ①人口、世帯について(外国人登録を除く)

国立市の人口、世帯数は増加傾向にあります。世帯あたりの平均人数は減少を示しています。

各年1月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人口数	72,101	72,229	72,348	72,744	72,742
世帯数	32,930	33,243	33,626	34,087	34,229
世帯あたり 平均人数	2.190	2.173	2.152	2.134	2.125

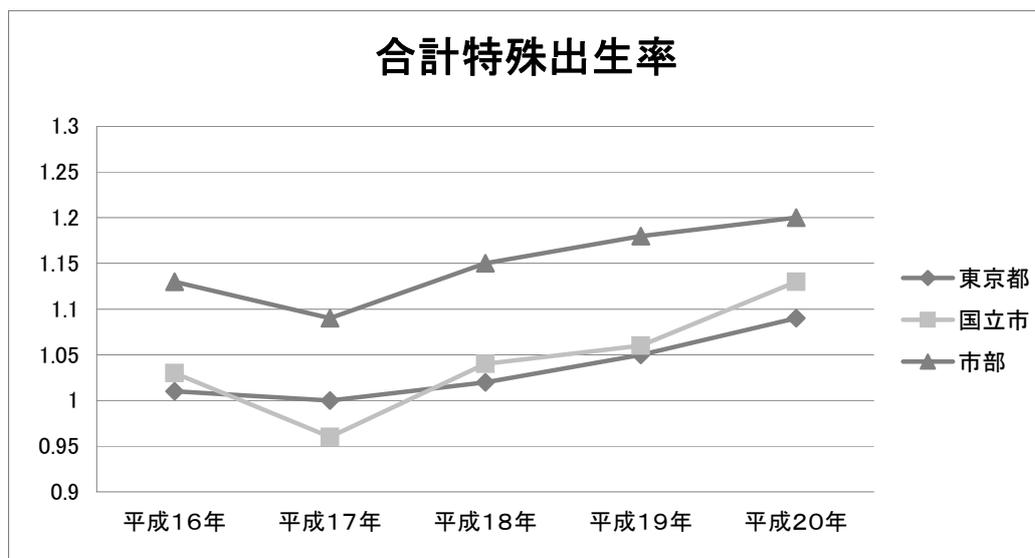


資料: 市民課

### ②合計特殊出生率

各年4月1日から翌年3月31日 (人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
東京都	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09
国立市	1.03	0.96	1.04	1.06	1.13
市部	1.13	1.09	1.15	1.18	1.20



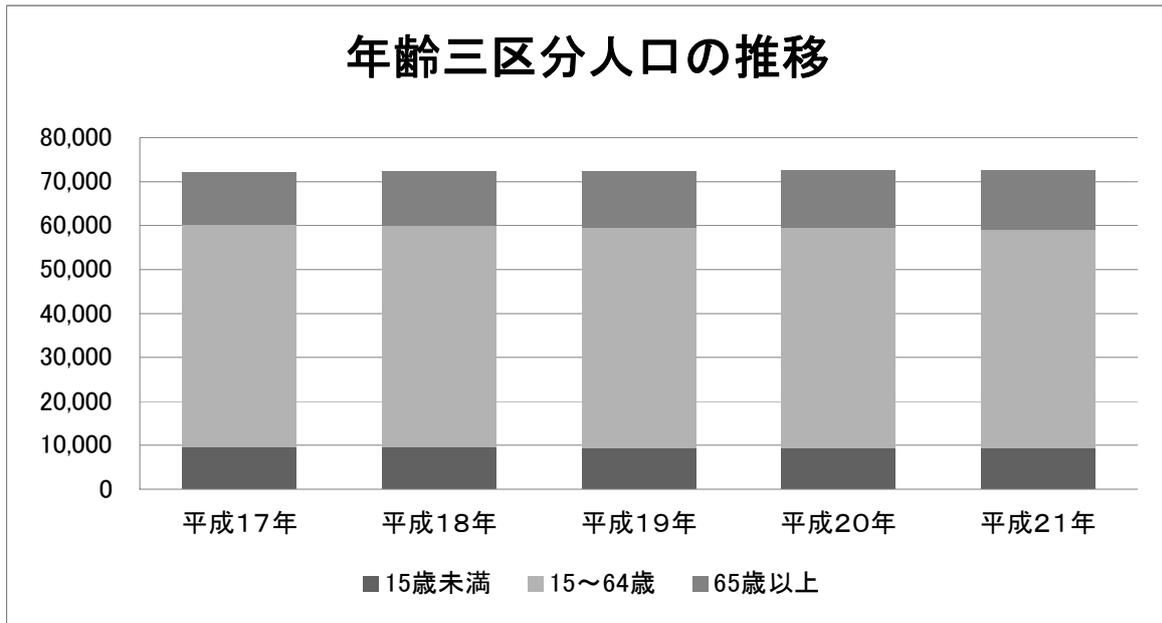
資料: 東京都人口動態統計

③年齢三区分人口の推移

国立市の総人口は、72,000人代で推移していますが、15歳未満の人口は減少し65歳以上の人口は増加する少子高齢化の傾向を示しています。

各年1月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
15歳未満	9,698	9,588	9,394	9,316	9,210
15～64歳	50,538	50,382	50,257	50,264	49,926
65歳以上	11,865	12,259	12,697	13,164	13,606

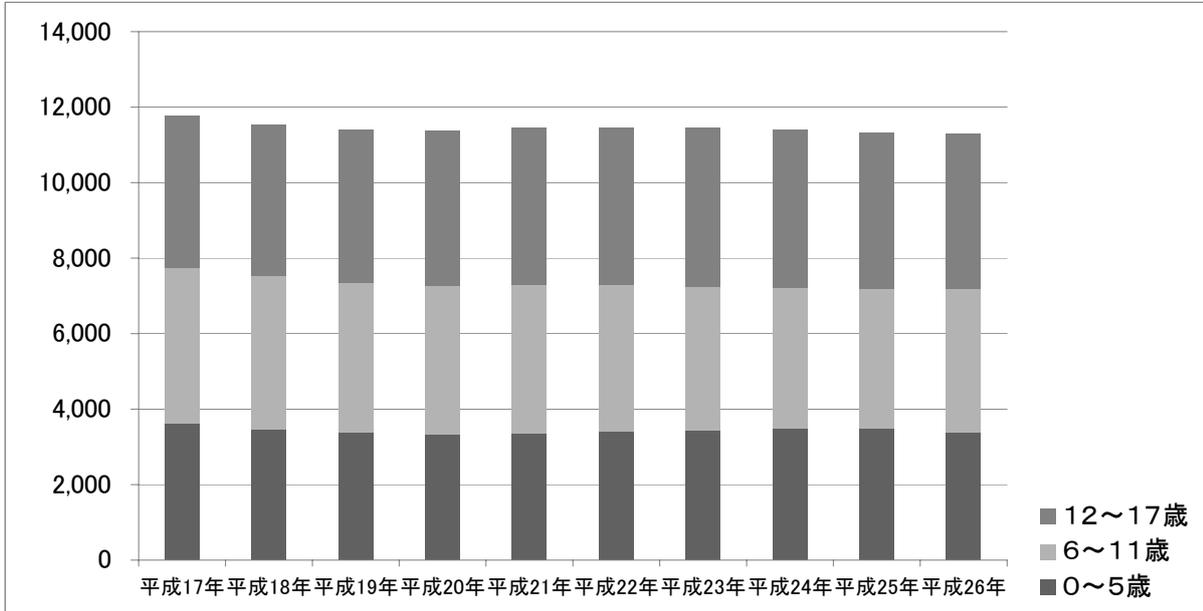


資料:市民課

④子ども人口の推移

各年4月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～5歳	3,614	3,472	3,388	3,339	3,361	3,413	3,451	3,482	3,472	3,382
6～11歳	4,130	4,064	3,962	3,928	3,915	3,863	3,786	3,718	3,720	3,793
12～17歳	4,015	4,010	4,045	4,097	4,176	4,175	4,218	4,198	4,145	4,118

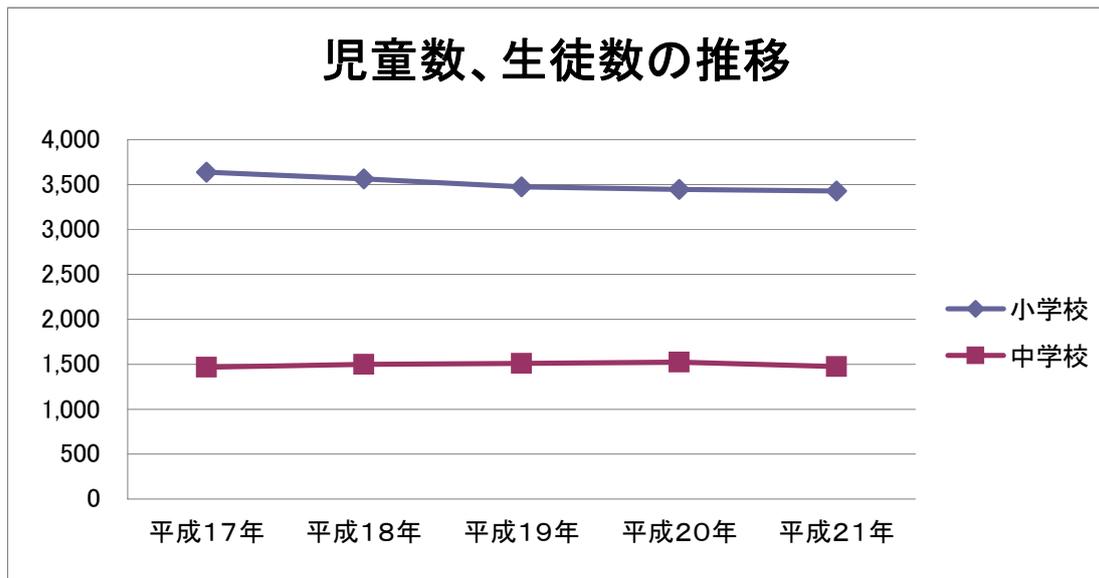


※平成22～26年は推計値

⑤小学校、中学校について  
市立小学校児童数、中学校生徒数

各年5月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	3,637	3,564	3,473	3,445	3,427
中学校	1,466	1,499	1,510	1,523	1,476



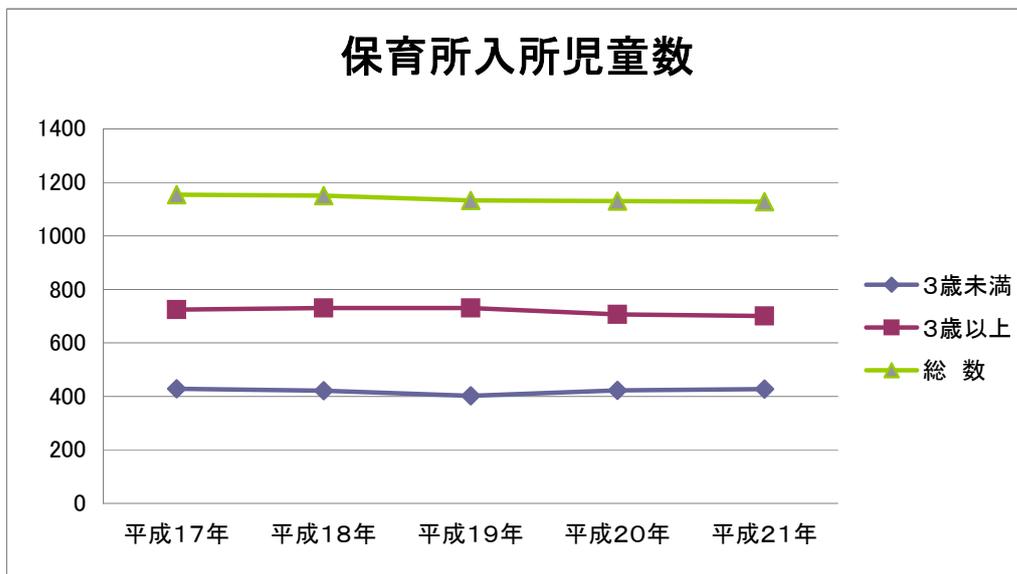
資料: 東京都総務局統計部「学校基本調査報告」

⑥保育所について

国立市内の認可保育所は公立・私立あわせて11園あります

各年4月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3歳未満	429	421	402	423	427
3歳以上	725	730	731	707	701
総数	1154	1151	1133	1130	1128



資料: 児童課

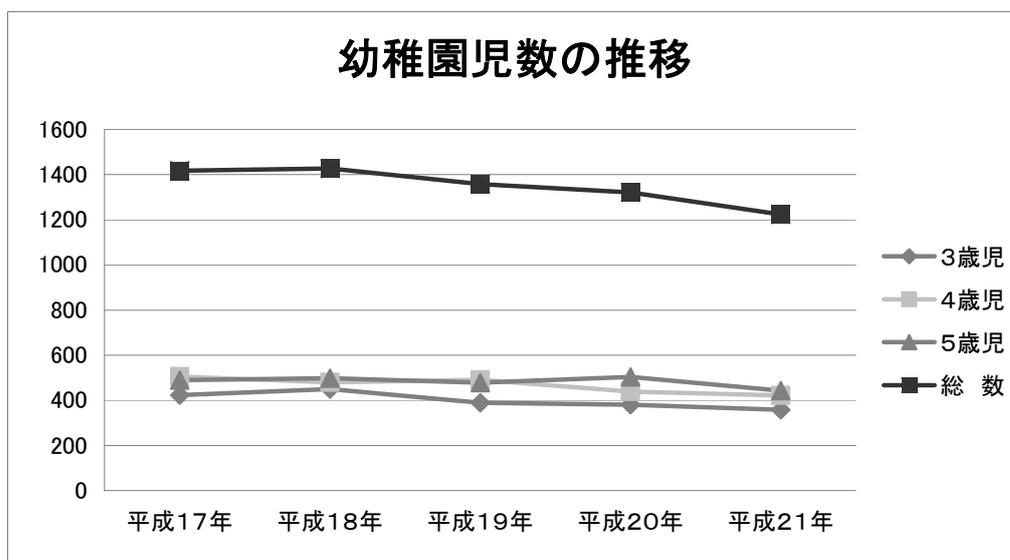
⑧ 市内保育所の児童数とは受託児童を含む

⑦幼稚園について

国立市内の幼稚園はすべて私立で9園あります

各年5月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3歳児	423	450	389	380	358
4歳児	505	479	491	439	422
5歳児	489	498	478	503	443
総数	1417	1427	1358	1322	1223

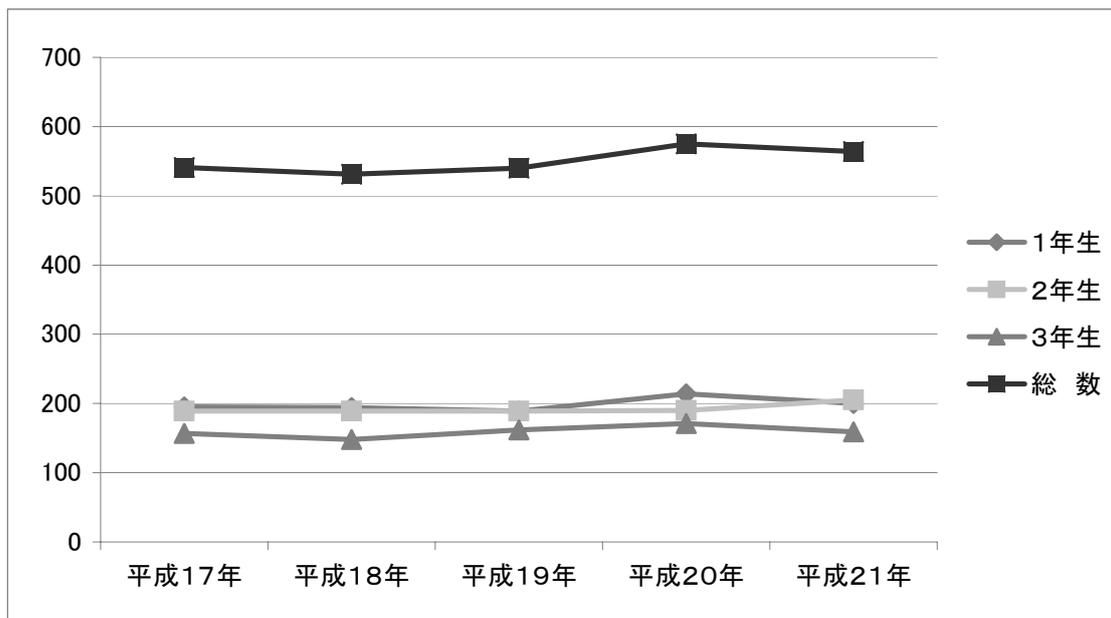


資料: 東京都総務局統計部「学校基本調査報告」

⑧学童保育所について  
 学童保育所在籍児童数  
 小学校1年生～3年生が対象で市内に7カ所あります

各年4月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1年生	195	194	189	214	200
2年生	189	189	189	190	205
3年生	157	148	162	171	159
総 数	541	531	540	575	564



資料: 子育て支援課

## 2、国立市次世代育成支援対策行動計画に関するアンケート調査結果(抄)

次世代育成支援対策行動計画策定の基礎資料を得るために、乳幼児 と就学児 を育てる家庭を対象に、保護者 の養育意識 、子どもの 生活実態 、子育てサービスの利用状況、希望する子育て支援などについてアンケート調査を実施した。

### (1) 調査の方法

#### ① 調査対象

対象区分		対象者数	抽出方法等
保護者調査	乳幼児保護者調査	1,537 人	行政基本データから無作為抽出 (平成 21 年 4 月現在小学校入学前の乳幼児の居る家庭)
	就学児保護者調査	717 人	行政基本データから無作為抽出 (平成 21 年 4 月現在小学校 1~3 年生の就学児の居る家庭)
	計	2,254 人	

#### ② 調査方法

調査対象者宛に直接調査票を送付し、記入後は同封された返信封筒で市役所へ返送。

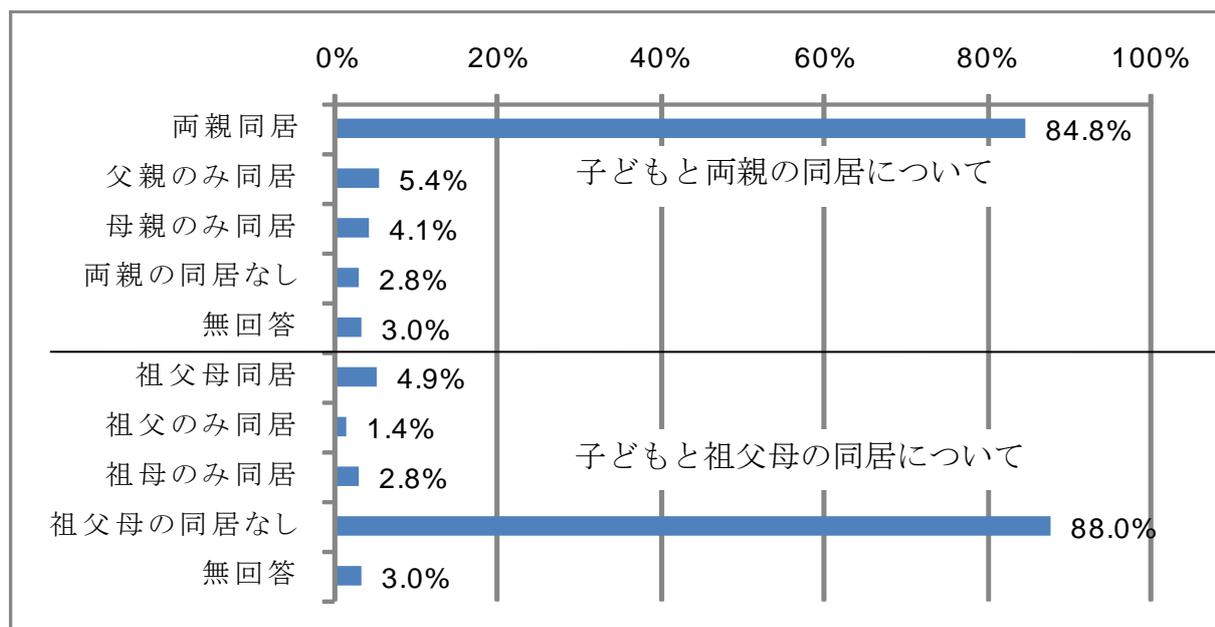
#### ③ 調査時期

平成 21 年 4 月下旬に発送 2 週間後を回収締め切り日とした。なお、締め切り日前後に調査協力の葉書を送付した。

### (2) 調査結果概要

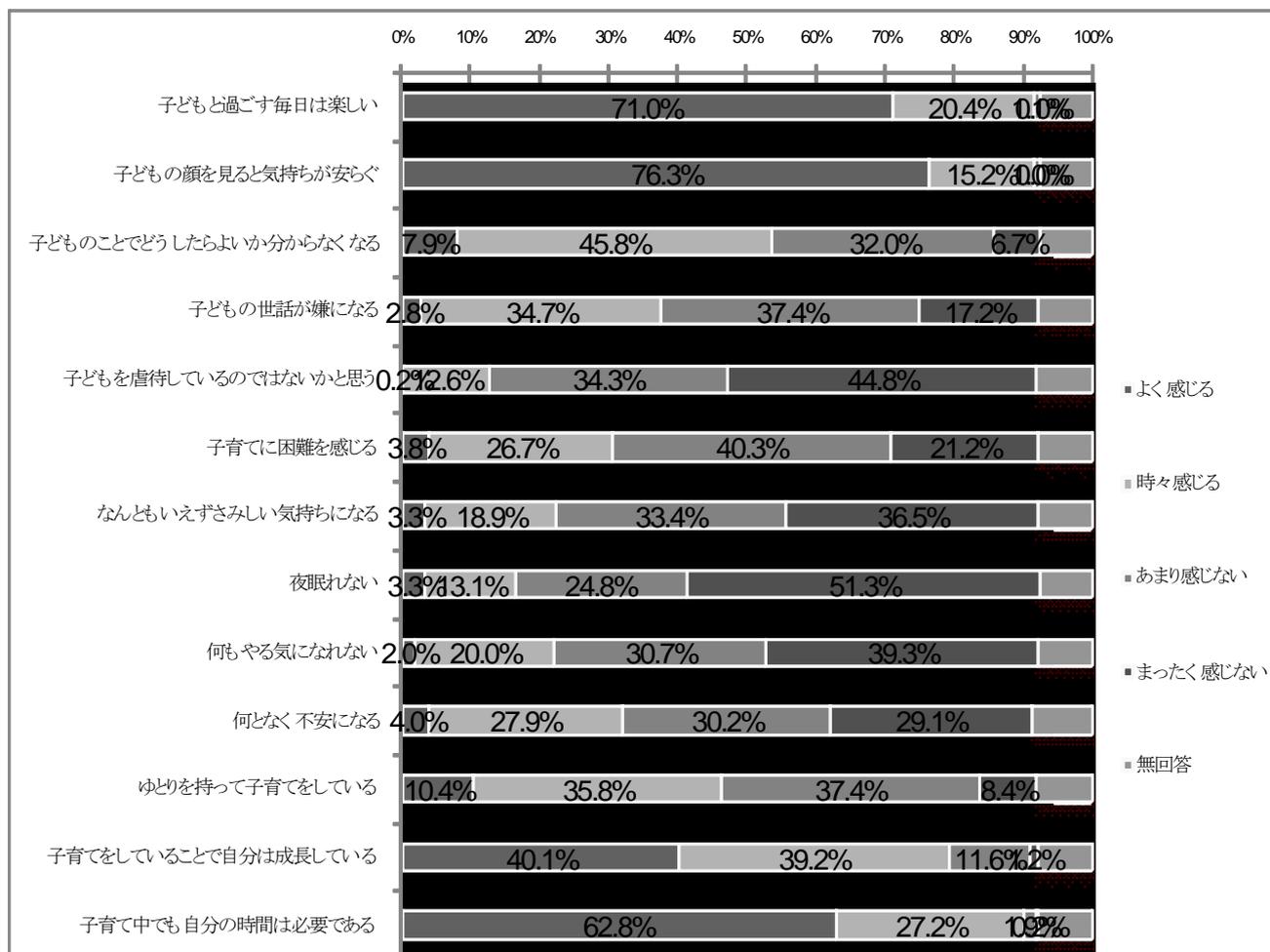
#### ① 家族構成

ひとり親家庭は合計で 9.5%です。今回の回答者は、父子家庭の方が母子家庭よりも少し多くなっています。「祖父母の同居なし」が 88.0%となっていて、核家族世帯が多いことが見受けられます。



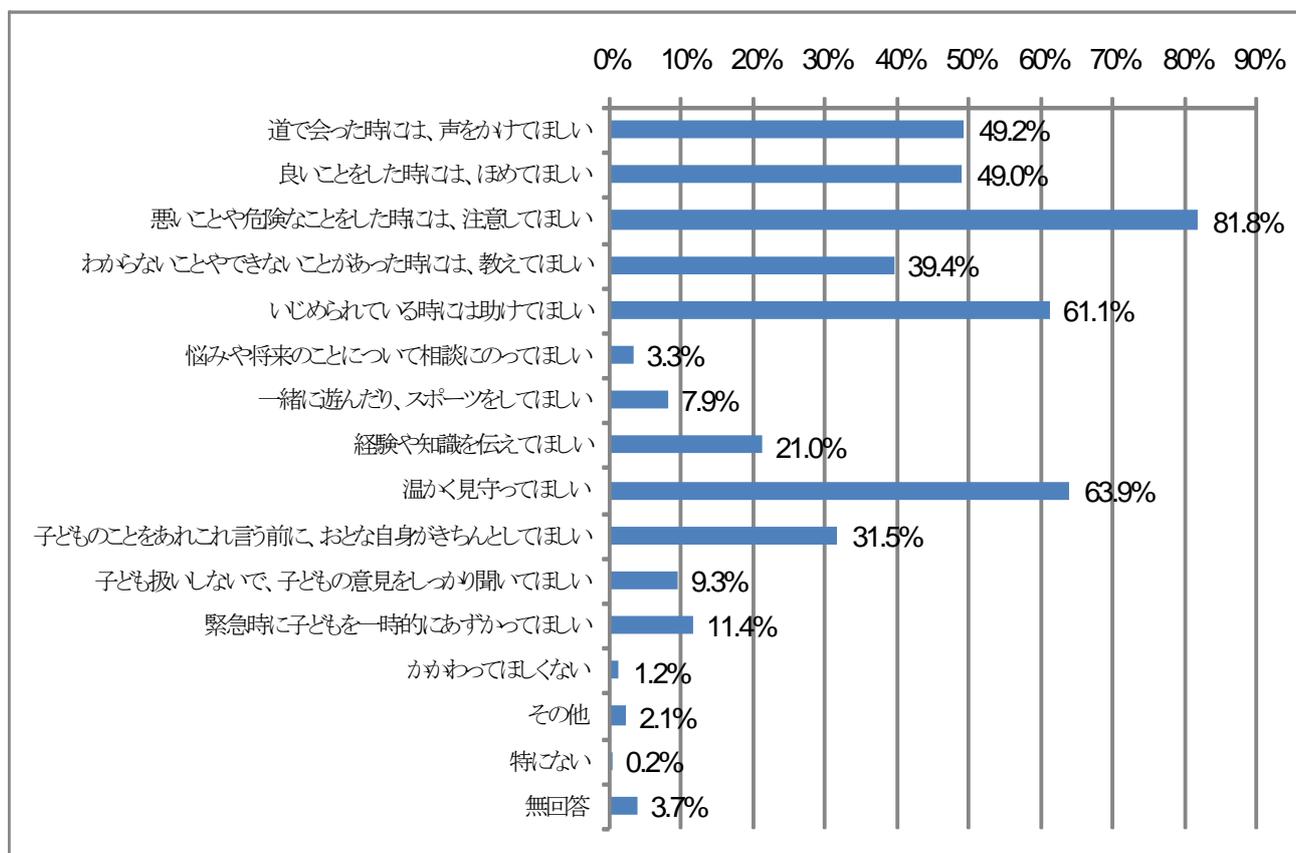
② 子育て中に感じる事(すべての設問について4段階で評価)

「子どもと過ごす毎日は楽しい」「子どもの顔を見ると気持ちが安らぐ」について「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた「感じる」が 90%を超える一方、「どうしたらよいか分からなくなる」で「感じる」と答えた割合は 50%を超え、戸惑いながら子育てをしている姿が見受けられます。

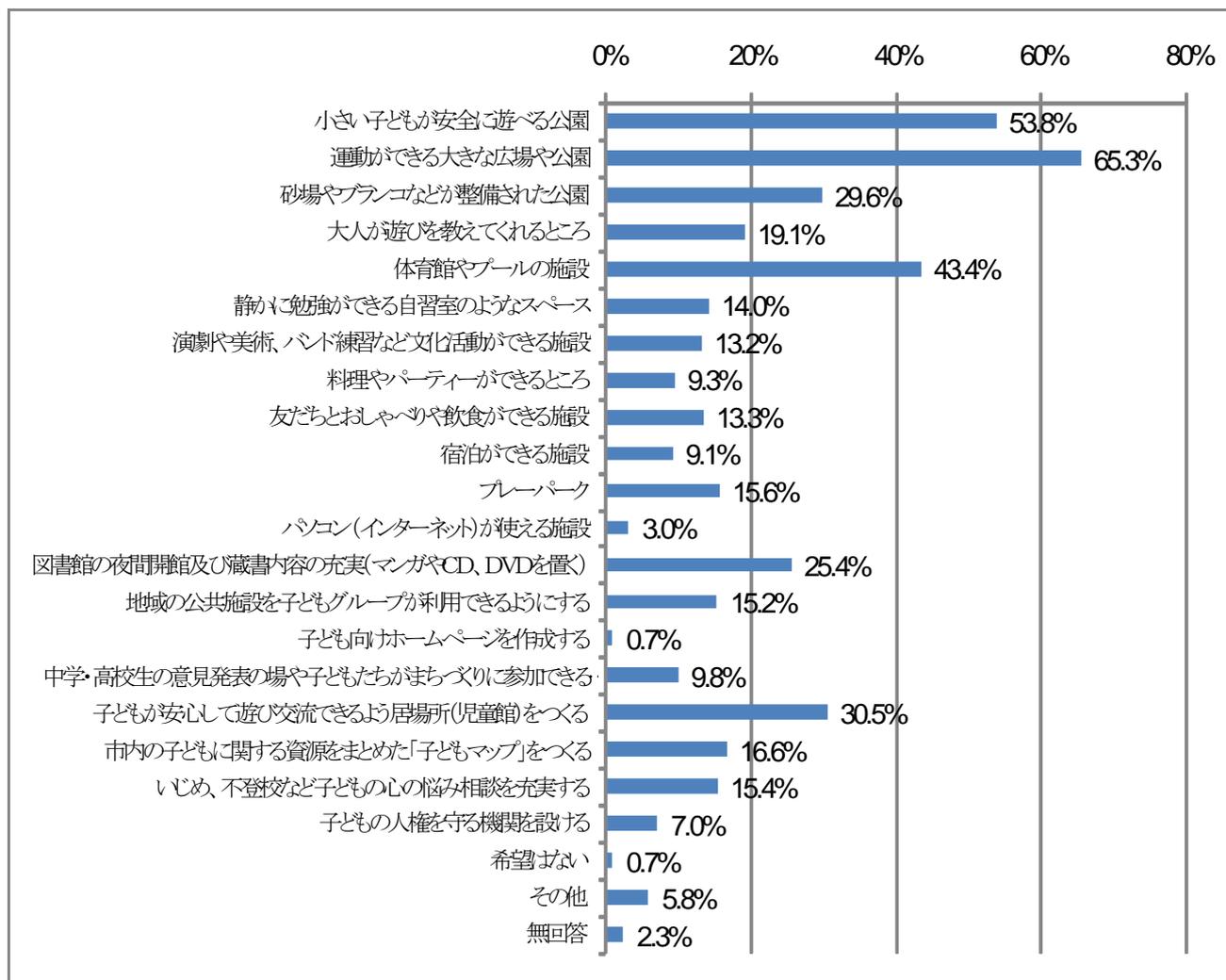


③ 子どもに対して、地域の人たちにしてほしいことはどのようなことか(5 つまで選択)

地域の人に対しては、「悪いことや危険なことをした時には注意してほしい」や「温かく見守って欲しい」「いじめられている時には助けてほしい」等、子どもの成長発達を見守り、必要な時には手を差し伸べてほしいと思っている保護者が多いことがわかりました。

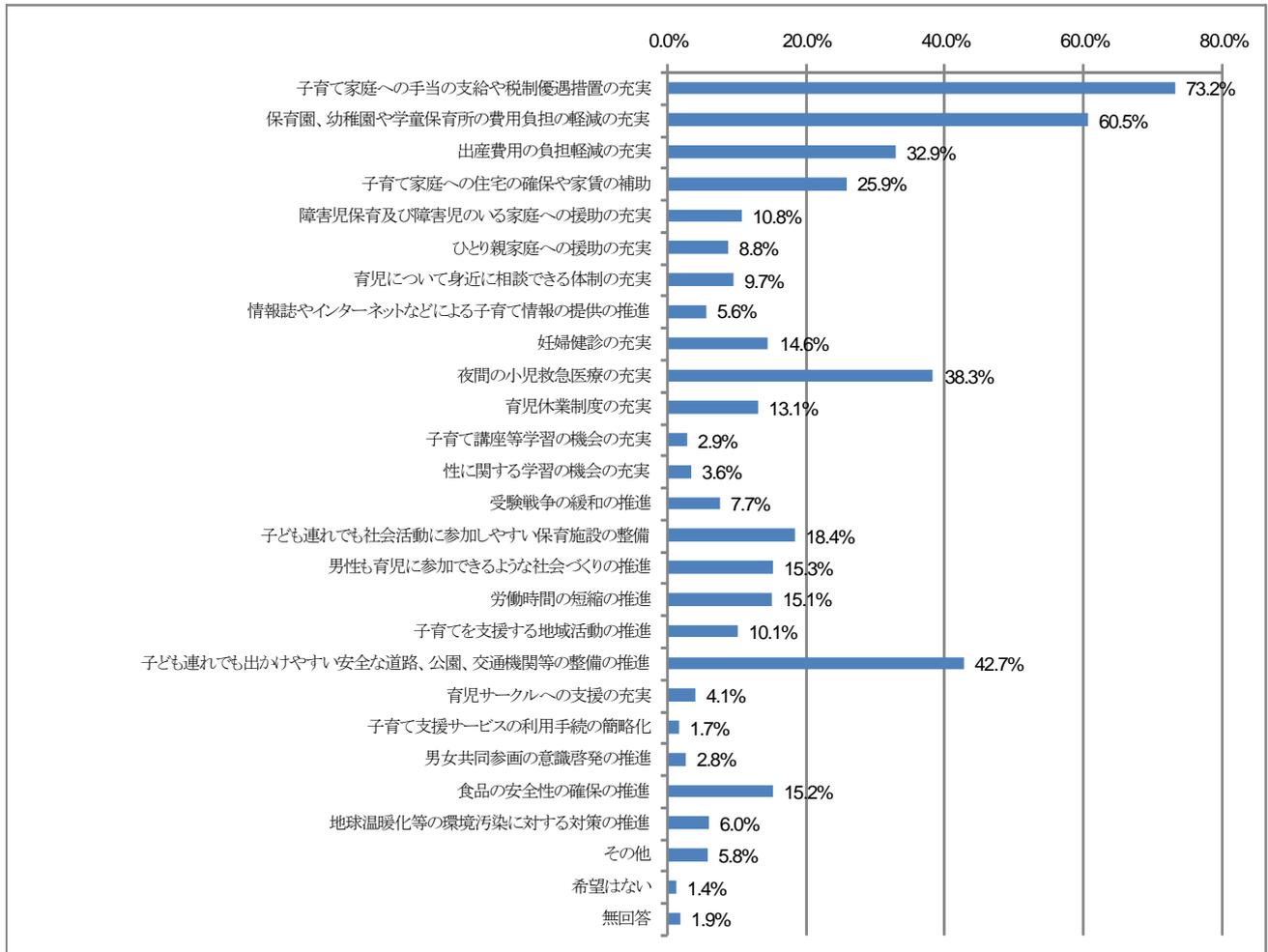


- ④ 子どもにとってどんな遊び場・施設・施策などがあればいい(必要だ)と思うか(5 つまで選択)  
 保護者は、「運動ができる大きな広場や公園」、「小さな子ども安全に遊べる公園」「体育館やプールの施設」など、体を動かすことができる施設が子どもにとって必要であると考えていることがわかりました。



⑤ これからの子育て支援施策について、実施して欲しい施策は何か(5 つまで選択)

保護者が実施を希望する子育て支援施策は、「手当の支給や税制優遇措置の充実」、「保育園、幼稚園や学童保育所の費用負担の軽減の充実」など、経済的支援策が上位にある一方、「夜間小児救急医療の充実」「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」についても重要視されていることがわかりました。



—国立市次世代育成支援対策行動計画—  
(平成22年度から平成26年度)

編集・発行 国立市子ども家庭部子育て支援課

電 話 042-573-0192

FAX 042-574-5841

Email: [sec\\_kosodateshien@city.kunitachi.tokyo.jp](mailto:sec_kosodateshien@city.kunitachi.tokyo.jp)